

広島県告示第二百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	介護予防サービス事業所	サービスの種類	指定年月日
株式会社ライフクリエート	尾道市高須町四八三四番地一三	デイサービスセンター・まりも	尾道市高須町四八三四番地一三	介護予防通所介護	平成二五年三月一日
介護福祉サービス株式会社	福山市新市町新市八八八番地	福祉用具ゆうゆう高木	府中市高木町二〇番地一	特定介護予防福祉用具販売	平成二五年三月一日
株式会社シーズンモチベーション	広島市中区国泰寺町一丁目八番一四号	デイサービス季楽串戸	廿日市市串戸四丁目四番六号	介護予防通所介護	平成二五年三月一日